

阿波市監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を阿波市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

令和 5 年 3 月 13 日

阿波市監査委員	中野 修一
阿波市監査委員	近藤 理
阿波市監査委員	松村 幸治

令和 4 年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）及び行政監査（同法第 2 項）

2 監査の対象

令和 4 年度に執行された財務に関する事務などを対象とした基礎的項目と合わせて、備品の管理状況を重点的項目とした。

監査対象部課については別表のとおり。出先機関については、現地施設監査として実施した。

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに意を用いた。

4 監査の主な実施手続き

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき所属長から説明を受けた後に、監査委員による質疑応答を実施した。その他、出勤簿や時間外勤務関係、出張関係等の帳票類の確認を行った。

5 監査の実施場所及び日程

別表のとおり。

6 監査の結果

監査の結果、各部課における事務の執行は関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理されていると認められた。口頭により改善の検討を指示した軽微な事項については、改善措置を講じられるよう要望する。

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づく、事務の執行、事業の管理状況等、組織及び運営の合理化に資する意見は以下のとおりである。

7 意見

(1) 行財政について

新型コロナによる影響が 3 年あまりに及び、本年度も第 7 次、第 8 次の感染拡大を経て、ウイズコロナとして行動制限を徐々になくして、旅行や観光、イベント等も大分回復してきている。これからも全面的に日常を取り戻し本格的な経済回復が望まれる。

それとは別にロシアによるウクライナ侵攻が始まり一年余りがたち、世界規模でのエネルギー・食糧危機による石油高騰、食料を始めとする原材料の高騰があり、物価高が急激に進み、円安もそれに呼応して物価高を押し上げている。

国もこれらの急激な物価の高騰に対して早急に対応しているが、これから先も物価の高騰が見込まれており、阿波市の行財政においても、厳しい財政状況の中さらに困難さがますます予想される。これから細かい行財政の推進において、様々な影響が出てきて、さまざまな工夫、取り組みが望まれる。

(2) 医療、国民年金、介護等の社会保障制度について

阿波市の国民健康保険、介護保険を合わせると概算で 45 億、45 億あわせて 90 億で一般会計の 220 億に対して大変高い比重を占めている。

高齢者が増え医療・介護や年金の費用が膨らむ反面、支える現役世代は減る。人口構造が激変する中で、いかにして社会保障制度を続けるのか、国は打開策として「全世代社会保障制度」を模索している。

「給付は高齢者、負担は現役世代」という国が従来描いてきた構図では立ちゆかない、年齢と関係なく経済力のある人に負担を求め、子育て世代の支援を充実させる。「全世代型社会保障制度」のねらいはそこにある。一定の所得がある 75 才以上の医療費の窓口負担も 1 割から 2 割に見直した。こういう支払い能力に応じる国の傾向は制度の維持のために仕方がないといえよう。

少子高齢化が進み、人口構造の大きな変化に対応した国の取り組みに大枠では沿いながら、阿波市として医療保険制度、社会保障制度等の社会保障制度の持続可能を目指して、きめ細やかに工夫取り組みがますます望まれる。

(3) 地方創生（農村活性化）について

本市においては、農業に従事している人も毎年高齢化していて、厳しい暑さの中で茄子の世話をしている人、朝早くからブロッコリーの収穫をしている人、特に 80 代後半の人を見ると頭が下がる思いである。しかし、そんな人も毎年だんだんと耕作を減らしたり、リタイヤしている。更に遊休地の土地を借りて農作業をしている人も高齢化が進み、生産性などから農作業を止めていき、耕作放棄地・休耕田がだんだん広がっている。

全国的にも、世界情勢の変化やコロナ禍により、農業を取り巻く環境も厳しさを増している。

農業資材、肥料、燃料、飼料等の価格が高騰し、農産物はそれに見合った上昇は見られない。

今年の米農家にいたっては、98%が赤字になるという予想もある。「農家はもっと減っていい」という意見もあるが、本市の目指す農業立市とは、大規模農家の育成や、より

高い収益性のある農家を育成すると共に、高齢者が活躍しやすい小規模農家との共存が大切であると思われる。

自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の形成など多面的機能を持たせ、地域社会を維持させるには、高齢者の果たす役割は大きいと考える。

支援策の一つとして、「多面的支払交付金制度」がある。景観の保全活動や、水路の点検整備などの共同活動を通じて、横のつながりも出来、一步踏み込み、耕作放棄地や休耕田の解消に向けた取り組みも見られている。また、共通の趣味を持つことも出来、地域貢献に喜びを感じている人も多い。

少子高齢化がよばれて久しいが、将来の急激な人口減少を見据え、持続可能で豊かな農村地帯をどのように育て、残していくのか、国の施策に沿い農業立市にふさわしいプラン、実践、検証を期待したい。課題は山積であるが力強く邁進していただきたい。

(4) 空き家対策について

家も一人住まいの人が亡くなったり、施設に入ったりして実質空き家が増えている。これらが自分の身近な生活で感じることで、阿波市全体では同様なことがもっと多く起きていると思われる。昨年度の「空き家等実態調査」によると、市内で1,815戸が確認されている。

比率で見れば、県内自治体では最も少ない方であり、取り組みの成果も表れているが、近隣を見渡せば今ある空き家や将来の空き家の増加を実感として捉えることができる。2033年には、全国の住宅の1/4~1/3が空き家となり、2044年には自治体半数が消滅するのではないかと推測も出ている。

国は今年4月より土地・建物の財産管理に関する民法を改正し、空き家等の「相続登記の義務化」など段階的に新たな制度がスタートを切る。所有者に十分周知・理解を図られると思われるが、個々の物件には複雑な事情を抱えているものも多く、「空き家の解決には特効薬がない」とも言われ、困難が予想される場所である。

活用すれば移住・定住者の受け入れや、地域の活性化につながる。今後、空き家の増加と共に、更に魅力ある物件が増えるものと思われ、農地・農園・農機具付き空き家、0円空き家等移住者のニーズに合った選択肢も増えることが期待される。

今あるすばらしい移住体験施設等、空き家バンクを充実させると共に親切・丁寧な窓口対応など工夫を凝らし、できる限り有効利用されることを望みたい。

(5) 備品の管理について

備品については、厳しい財政状況の中、公金により取得された貴重な財産であることを再認識し、管理及び活用の一層の適正化が求められている。

市が様々な行政課題に対し適時適切に業務を執行する上で、物品を保有し、有効活用することは大変重要である。

前回の備品についての監査は、新庁舎へ移った翌年度の平成27年度に実施しており、意見として「適正に管理されていると認められた。引き続き、効率性や経済性に着目して管理されたい。」となっていた。

それ以降、有効活用として所管替えや共同利用をし、購入に際しては競争入札を実施、財源として補助金の活用、長期間使用できるよう定期的な点検・保守、さらに不要時には資産価値のあるものは売却処分が行われている。おおむね適正に運用されている。

現地確認においては、一部ではあるが、台帳との差異があるところ、寄付物との区別がついていないところ、他団体への貸し出し備品について管理ができていない部署が見受け

られ、今後の改善を要望する。

各課個別の備品については、パソコンと公用車が大きな役割を占めていると思われる。パソコン等は事務の合理化と正確さの上で必然な要素である。更なる行政事務発展に活用されることを望む。公用車も阿波市の取り組みにおいて有効に活用されている。台数も必要最小限にして、各課で使用も共有したりして長年使用したり、コンパクト化したりして工夫が見られる。

危機管理においては、いろいろな災害に対応できるような備品を細かく準備していて、それも常に更新されている。想定を超える異常気象や東南海地震等の大地震がいつ起きても不思議でないといわれる昨今の状況に合わせて、備品の管理・充実を望む。また、市民に対しても災害用の備品保管場所、状況等の情報提供をお願いしたい。

最後に、今後の備品の管理として、さらに以下のことを要望する。

- ・保管場所の整理・整頓を行い備品がすぐに使用できるようにする。(倉庫、棚も含めて)
- ・机、椅子、キャビネットは転倒などの事故が起きないようにする。
- ・人命、安心・安全にかかわる備品（AED）等については、保守点検を徹底する。
- ・セキュリティの観点からパソコン及び通信機器のソフトウェアの更新を遅滞なく行う。
- ・パソコン等の情報機器の廃棄時には、情報漏洩しないようデータを破壊するなどする。
- ・物品の調達については、グリーン購入や障害者優先調達推進法での購入も考慮する。
- ・更新、買い換えの際には財政的な面も考慮して計画的に、緊急性、優先順位の高いものから行う。

財産を総括的に管理する契約管財課で基本的な備品管理のルール決めを行い、全庁統一した運用・管理をお願いしたい。

別 表

監査期日	監査対象		実施場所
令和4年10月24日	市民部	市民課	監査事務局 会議室
		税務課	
		国保医療課	
		人権課	
		環境衛生課	
令和4年10月26日	企画総務部	秘書人事課	
		市政情報課	
		企画総務課	
		財政課	
		契約管財課	
		危機管理課	
令和4年11月22日	市民部	吉野支所地域課	
		土成支所地域課	
		阿波支所地域課	
	産業経済部	農業振興課	
		農地整備課	
		商工観光課	
		消費生活センター	
令和4年11月25日	健康福祉部	社会福祉課	
		子育て支援課	
		健康推進課	
		介護保険課	
令和5年1月20日	会計課		
	水道部	業務課	
	建設部	建設課	
		特定事業推進課	
		住宅課	
		営繕課	
令和5年1月27日	教育委員会	教育総務課	
		学校教育課	
		社会教育課	
	議会事務局	議事総務課	
	農業委員会事務局		
	監査事務局		

【出先機関】

監査期日	監査対象		実施場所
令和4年5月24日	健康福祉部	伊沢認定こども園	伊沢認定こども園
	教育委員会	伊沢小学校	伊沢小学校
		伊沢公民館	伊沢公民館
令和4年9月22日	教育委員会	御所小学校	御所小学校
	健康福祉部	土成中央認定こども園	土成中央認定こども園
令和5年2月21日	健康福祉部	大俣認定こども園	大俣認定こども園
	教育委員会	大俣公民館	大俣公民館